

訪問リハビリテーションサービス内容重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

【毎週（ 曜日）： ～： 】
 【毎週（ 曜日）： ～： 】

1. 事業者の概要

(1)施設の名称等

事業者の名称	医療社団法人 松下会 東生駒病院
主たる事務所の所在地	奈良県生駒市辻町 4-1
代表者名	平林 倫子
電話番号	0743-75-0011
介護保険指定番号	2910301098 号

(2)事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	利用者様の意思を尊重し望ましい在宅生活が過ごせるよう担当を中心にチーム体制でサポート致します。また、他のサービス機関と連携して総合的に支援し、自立した生活への援助、家族様の負担の軽減に努めます。

(3)事業所の職員体制

職 種	人 員
医師	1 名 以上
理学療法士・言語聴覚士等	2 名 以上

2. サービスの概要

(1)サービスの提供時間・サービス提供可能な地域

営 業 日	月曜日から金曜日（12月30日～1月3日は除く）
営 業 時 間	午前9時～12時/午後1時～午後5時
サービ ス 提 供 時 間	午前9時～12時/午後1時～午後5時
担当者が休みの場合	基本的にサービスはお休み (曜日振替え、代理者訪問は要相談)
祝 日	担当者と事前に相談
サービ ス 提 供 地 域	生駒市・奈良市・郡山市・平群町・三郷 (但し、 <u>契約後に転出された場合は</u> 、当事業所との相談となります)

(2)提供するサービスの内容

- ・当日の健康状態の確認
- ・住宅環境（生活環境）への助言や環境調整
- ・自主トレーニング方法の伝達
- ・身体機能（関節・筋力・体力等）の維持・向上の為のリハビリテーションの提供
- ・基本動作・日常生活動作の練習や動作方法の伝達
- ・福祉用具やリハビリテーション器具の選択や助言
- ・ご家族への介助方法の伝達

3. 利用料金

料金表（別紙）をご参照下さい。

※介護保険の報酬改定に伴い、利用単位毎の料金（別紙）は変更となります。

4. キャンセル料

訪問リハビリテーションサービスをキャンセルされる場合は以下のキャンセル料をいただきます。

- リハビリテーション開始時刻の 1時間前までにご連絡いただいた場合： 無料
- リハビリテーション開始時刻の 1時間以内にご連絡/ご連絡がなかった場合：300円

*** キャンセルが必要となった場合は、至急下記番号にご連絡ください。**

訪問リハビリテーション：電話 0743-75-0015

(受付担当 **逸見(へんみ) 桃香** 又は **松岡 哲也** まで)

5. 災害時の対応

訪問前に特別警報（避難勧告・避難指示・大雪・土砂災害・暴風警報等）が道中を含めた地域で出た際は中止となります。その際は当院より電話にて連絡します。

訪問リハビリテーション中に上記警報が出た場合には、途中で終了し、その時点までの20分毎超過分の料金請求となります。

6. リハビリテーション会議

約3か月に1度、ケアマネージャーを交えてリハビリテーション会議を開催させて頂きます。リハビリテーション会議の時間につきましては、担当者やケアマネージャーの時間の都合上、リハビリの時間を削って実施させて頂く事もございます。

（その際は、1回（20分）短くりハビリを実施したものとし、1回分削った請求となります。）

ご本人様・ご家族様で不参加者がおられた場合は、後日リハビリテーション会議議事録をお渡しします。

7. 緊急時の対応

サービス提供中の事故・体調の急変等が生じた場合は、緊急時の対応が必要となります。事前の打ち合わせに基づき、ご家族様、主治医、救急機関、担当介護支援専門員、市役所等に連絡します。

主治医	かかりつけ 医院・診療所名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 訪問リハビリテーションサービスの内容・苦情

サービス内容・苦情についてのご相談は以下の窓口または担当の介護支援専門員までお申し出ください。

東生駒病院 0743-75-0011

相談窓口責任者 宇野 実加

生駒市介護保険課 0743-74-1111

奈良県国民健康保険団体連合会 0744-29-8311

9. 証明書の提示・交付

保険給付の請求にサービス提供証明書が必要な場合は、担当者にお申し出ください。

10. かかりつけ医が当院（東生駒病院）以外の場合

2024 年の介護保険法改定により、2027 年 4 月以降は、当院の常勤医または規定の研修を受けた医師による書類の作成が必須となります。2027 年度以降の制度に対応する為、早期から当院へのリハビリテーションの為に定期受診（3 ヶ月に 1 度）を依頼しております。

*かかりつけ医を変更する必要はありません。リハビリテーション領域に限った診察です。

*介護保険点数の変更対象となり、料金が変わります。リハビリテーション担当者から説明致します。

11. その他

【訪問リハビリテーション職員の禁止事項】

- ①医療行為（例：創傷の治療・薬剤の塗布など）
- ②お支払いを除く金銭取り扱い（例：年金等の管理、金銭の貸借・贈与など）
- ③家事手伝い等のリハビリテーションに関係の無い行為